



三重県公報

令和6年3月22日 (金)

第 500 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
8	安濃ダム管理規則の一部を改正する規則	(農業基盤整備課)	2
病院事業庁管理規程			
3	三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	3
告 示			
188	防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域防災推進課)	3
189	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	4
190	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	4
191	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	6
192	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	7
193	家畜伝染病検査等の実施	(家畜防疫対策課)	7
194	家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(同)	8
195	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	9
196	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	9
197	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
198	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	11
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
	基本測量が終了した旨の通知	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	同伴	(同)	12
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(広聴広報課)	13
正 誤			
	令和5年8月14日付け三重県公報第438号	(道路管理課)	13

規 則

安濃ダム管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第八号

安濃ダム管理規則の一部を改正する規則

安濃ダム管理規則（平成元年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(放流の制限)</p> <p>第十二条 ダムに貯留された水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十条第六号、第二十一条第二号、第二十二</u> <u>条第一号又は第二十三条の規定により予備警戒体制</u> <u>時、洪水警戒体制時、洪水時又は洪水処理時</u>における措置を行う必要があるとき。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(放流の制限)</p> <p>第十二条 ダムに貯留された水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十一条第二号、第二十二</u> <u>条第一号又は第二十二</u> <u>条第三号の規定により洪水警戒体制時、洪水時又は洪水</u> <u>処理時</u>における措置を行う必要があるとき。</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(洪水放流管ゲート及び洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第十七条 洪水放流管及び洪水吐からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十条第六号、第二十一条第二号、第二十二</u> <u>条第一号又は第二十三条の規定によりダムから放流</u> <u>するとき。</u></p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(洪水放流管ゲート及び洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第十七条 洪水放流管及び洪水吐からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二十一条第二号、第二十二</u> <u>条第一号又は第二十</u> <u>二条第三号の規定によりダムから放流するとき。</u></p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(予備警戒体制時における措置)</p> <p>第二十条 予備警戒体制時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>水害が予想されるときは、貯水位を低下させ、空</u> <u>き容量を確保するため、ダムから放流すること。</u></p> <p>七 (略)</p>	<p>(予備警戒体制時における措置)</p> <p>第二十条 予備警戒体制時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第二十一条 洪水警戒体制時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に定めるところによりダムから放流し、又はダムへ流水を貯留すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>水害が予想されるときは、貯水位を低下させ、</u> <u>空き容量を確保するため、ダムから放流すること。</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第二十一条 洪水警戒体制時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に定めるところによりダムから放流し、又はダムへ流水を貯留すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>

川 (略)	川 (略)
-------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十二日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁組織規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県立病院の分掌事務)	(県立病院の分掌事務)
第六条 (略)	第六条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項に定めるもののほか、一志病院の診療部の分掌事務は、次のとおりとする。	4 前項に定めるもののほか、一志病院の診療部の分掌事務は、次のとおりとする。
1 (略)	1 (略)
11 <u>リハビリテーションに関すること。</u>	11 <u>理学療法に関すること。</u>
12～14 (略)	12～14 (略)
5～13 (略)	5～13 (略)

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 188 号

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災対策部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 第 5 号の項（C）の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費
1 津波避難施設整備促進事業
2 避難所空調設備整備促進事業
3 風水害対策緊急促進事業
4 住民の地震・津波避難対策と避難行動促進事業
5 自主防災組織、消防団等による地域防災活動促進事業
6 多様性に配慮した避難所運営と避難所の生活環境整備促進事業
7 受援体制の整備と被災地・被災者の迅速な復興支援事前対策促進事業

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

		整備を促進することにより、施設入所児童等の社会的自立の促進及び保健福祉の向上を図る。			
16	障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金	物価高騰に伴い、厳しい運営状況となっている障害福祉サービス等事業所に対し、電気代・ガス代・食材費・ガソリン代の一部を支援する。	障害福祉サービス等事業所における電気代・ガス代・食材費及びガソリン代に係る経費	別に定める。	障害福祉サービス等事業所
17	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員の処遇改善を図る。	福祉・介護職員の賃金改善を行うために必要な経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表に次のように加える。

6	三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金	NPO法人や民間団体等が運営する子どもの居場所のさらなる裾野の拡大に向けて、新たに朝の時間帯に子どもが気軽に集える場所が増え、子どもの居場所の裾野をさらに広げる。	子どもの居場所運営団体が実施する朝食の提供を行うために必要な経費	別に定める。	別に定める。
---	----------------------	---	----------------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表中第 31 号の項及び第 32 号の項を削り、第 33 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改め、同項を第 31 号の項とする。

コロナ禍における原油価格・物価高騰により、給食費や光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	認可外保育施設における給食費や光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分を負担した場合にその経費
---	--

別表 1(5)の表中第 34 号の項 (B) の欄を次のように改め、同項を第 32 号の項とする。

コロナ禍における原油価格・物価高騰により、給食費や光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。

別表 1(5)の表中第 35 号の項を第 33 号の項とし、第 36 号の項から第 42 号の項を 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

41	三重県私立幼稚園安全特別対策事業費補助金	私立幼稚園等における登園・降園時等における児童の安全確保に向けた取組を強化する。	送迎用バスの改修支援事業、ICT を活用した子どもの見守り支援事業、登降園管理システム導入支援事業に要する経費	別に定める。	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園
42	三重県私立幼稚園安全特別対策事業費補助金(学校における性被害防止対策に係る支援)	私立幼稚園における性被害防止対策に係る支援として、私立幼稚園でパーテーション、カメラなどの設置する際の設備費用を補助する。	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラの設置に要する経費	補助基本額の 1/2	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園
43	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	保育所等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラの設置に要する経費	補助基本額の 3/4	認可外保育施設

		感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用を補助する。			
44	幼児教育ICT化支援事業補助金	認定こども園等の教育に係る資料を電子化するため、事務のICT化を促進し、幼児教育の質の向上を図る。	認定こども園等における幼児教育の質の向上のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の教育に係る資料の電子化のためのICT化に要する経費	別に定める。	学校法人、社会福祉法人及び市町

別表1(6)の表第5号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等における児童の学習を支援すること、悩みや進学の相談等を受けること及び食事の提供を行うことで、児童の学習習慣及び生活習慣を確立することを目的とする。	こどもの生活・学習支援事業に基づき実施した学習支援(受験等を含む)に要する経費
---	---

別表1(6)の表に次のように加える。

23	三重県児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業費補助金	児童養護施設及び乳児院においてICT化を推進し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。	ICT化推進事業に必要な経費	別に定める。	社会福祉法人等
24	三重県小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)体制強化事業費補助金	小規模住居型児童養育事業において、養育者等直接処遇職員の補助を行う者を雇いあげることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減することを目的とする。	補助者等を雇いあげ、直接処遇職員の業務負担軽減を図るための経費。	別に定める。	ファミリーホーム

別表2の表中第19号の項を第21号の項とし、同項の前に次のように加え、第20号の項とする。

20	幼児教育ICT化支援事業補助金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
----	-----------------	------------------------------	---

別表2の表中第18号の項を第19号の項とし、第8号の項から第17号の項までを1項ずつ繰り下げ、第7号の項の次に次のように加え、第8号の項とする。

8	障害児施設整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(令和5年こども家庭庁告示第9号。以下「こども家庭庁告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
---	---------------	---	--------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第191号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和6年3月22日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450201013	合同会社しるし	三重県四日市市楠町南五味塚 1061 番地	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ユースフ	四日市市楠町北五味塚 2350 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年3月1日

			ルひがし			
--	--	--	------	--	--	--

三重県告示第 192 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410301978	有限会社なかよし	三重県鈴鹿市庄野共進一丁目 4 番 3 号	ホームヘルパーステーションなかよし	鈴鹿市岸岡町岩ヶ谷 3654 番地ボワゾンポワール B 1-D 号	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 3 月 1 日
2410503425	株式会社ビッグハート	大阪府大阪市住吉区我孫子二丁目 4 番 10 号シャーマンズ K S 106 号	訪問介護ビッグハート	津市久居明神町 2133 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 3 月 1 日
2410702183	森大建地産株式会社	三重県伊賀市猿野 1238 番地	短期入所あぼろん松阪	松阪市久米町 1125-1	短期入所	令和 6 年 3 月 1 日
2411200849	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	短期入所	令和 6 年 3 月 1 日
2410202499	合同会社パイブライン	三重県四日市市栄町 1 番 11 号	障害者就労継続支援 A 型事業所 夏詩キッチン	四日市市生桑町川原崎 327 番地 1 の 2	就労継続支援 A 型	令和 6 年 3 月 1 日
2410101261	株式会社 M A M I Y A L i f e	三重県桑名市小貝須 1050 番地 8	つむぐ桑名	桑名市福島 857 番地 5	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 1 日
2410301952	有限会社儀賀住建	三重県四日市市室山町 227 番地 7	就労継続支援 B 型事業所 ハッピーワーク	鈴鹿市神戸 8 丁目 6-9	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 1 日
2410301960	一般社団法人 S T K	三重県鈴鹿市南堀江一丁目 8 番 26 号	わーさぼ	鈴鹿市南堀江一丁目 8 番 26 号	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 1 日
2420202109	合同会社ノーマライズジャパン	三重県四日市市智積町 658 番地 1	障がい者グループホーム アイドゥ	四日市市新正 4-17-22	共同生活援助	令和 6 年 3 月 1 日
2420701910	森大建地産株式会社	三重県伊賀市猿野 1238 番地	あぼろん松阪	松阪市久米町 1125-1	共同生活援助	令和 6 年 3 月 1 日
2421200615	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	共同生活援助	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 193 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、ヨーネ病検査、ブルセラ症検査、結核検査、伝達性海綿状脳症検査及びアカバネ病検査を次のとおり実施します。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一見勝之

1 実施の目的

腐そ病、ヨーネ病、ブルセラ症、結核及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びアカバネ病の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表（一部変更令和3年10月1日））第3の1(1)及び第3の2(1)に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家きん

ウ ヨーネ病検査

牛（生後6月以上の、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛及び県内で生産された未検査牛、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、令和5年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成26年度又は令和元年度に県内で初回検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

エ ブルセラ症検査及び結核検査

牛（令和5年12月1日において輸入から1年以上を経過し、かつ、同日に生存していた搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛のうち令和6年4月1日以降の調査時点において県内で飼養されている1農場当たり30頭までの牛、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の検査の対象牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

オ 伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表（一部変更令和6年4月1日））第3の1(1)アに基づき、家畜保健衛生所長が指示する牛

カ アカバネ病検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛又は令和6年4月末時点での抗体陰性牛）

3 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査
- (3) ヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法による検査
- (4) ブルセラ症検査及び結核検査については、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する方法による検査
- (5) アカバネ病検査については、牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領（令和3年3月8日付け2消安第5810号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する方法による検査

三重県告示第194号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示します。

令和6年3月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。）

3 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

- 4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
皮下又は筋肉内注射法

三重県告示第 195 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 196 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年3月22日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水郷公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市長島町葎ヶ須字いの割 289 番 1 地先内	旧	11.9～14.5	42.9
	新	11.9～11.9	42.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市御菌町字郷堂 5317 番地先から 鈴鹿市御菌町字郷堂 5316 番 1 地先まで	旧	13.2～22.4	75.4
	新	14.8～22.4	

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市桔梗が丘七番町三街区 1813 番 8 地先内	旧	17.4~18.2	38.4
	新	18.0~18.7	

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 番 15 地先から 名張市桔梗が丘五番町九街区 82 番 4 地先まで	旧	17.4~18.2	38.4
	新	18.0~18.7	

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信楽上野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市平野清水 641 番 8 地先から 伊賀市服部町字尾崎 1825 番 4 地先まで	旧	9.5~18.0	384.5
	旧新	12.8~23.0	375.9

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原 802 番 4 地先から 北牟婁郡紀北町島原 784 番 4 地先まで	旧	5.6~12.8	307.5
	旧新	14.1~39.1	253.9

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原 802 番 4 地先から 北牟婁郡紀北町島原 784 番 4 地先まで	旧	5.6~12.8	307.5
	旧新	14.1~39.1	253.9

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港古里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町長島字大向井 2019 番 10 地先から 北牟婁郡紀北町長島字大向井 2010 番 1 地先まで	旧	5.3~14.0	260.9

第 9

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 309 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市五郷町寺谷字水玉り 1618 番地先から 熊野市五郷町寺谷字水玉り 1625 番地先まで	旧	12.0~27.0	98.0
	新	10.4~22.0	

第 10

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 309号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市五郷町寺谷字大坪 1063 番 1 地先から 熊野市五郷町寺谷字大坪 1063 番 3 地先まで	旧	10.2~10.3	35.5
	新	7.0~10.2	

三重県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	桑名市大字蓮花寺字岩坂 1620 番 2 地先から 桑名市大字蓮花寺字岩坂 1643 番 2 地先まで	令和 6 年 3 月 26 日
県道 鈴鹿環状線	鈴鹿市御菌町字郷堂 5317 番地先から 鈴鹿市御菌町字郷堂 5316 番 1 地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 260 号	度会郡南伊勢町船越字花川 1837 番 7 地先から 度会郡南伊勢町船越字花川 1782 番 4 地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 165 号	名張市桔梗が丘七番町三街区 1813 番 8 地先内	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 422 号	名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 番 15 地先から 名張市桔梗が丘五番町九街区 82 番 4 地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
県道 青山美杉線	伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
県道 名張青山線	伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先内	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町十須字樋ノ口 508 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町十須字樋ノ口 499 番地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 309 号	熊野市五郷町寺谷字水玉 1618 番地先から 熊野市五郷町寺谷字大坪 1021 番地先まで	令和 6 年 3 月 22 日
一般国道 311 号	熊野市有馬町字川尻 4331 番 1 地先から 熊野市有馬町字川尻 1552 番 1 地先まで	令和 6 年 3 月 22 日

三重県告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	421 号	桑名市大字蓮花寺字岩坂 1620 番 2 地先から 桑名市大字蓮花寺字岩坂 1643 番 2 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 3 月 26 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
辻村 憲児	伊勢市	伊勢市小俣町明野 300 ほか 15 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 3 月 22 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 作業地域

三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 6 年 1 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業地域

南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 5 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）

2 作業地域

いなべ市北勢町東貝野、同市北勢町西貝野及び同市北勢町下平

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 1 日に終了した旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 6 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

- 2 作業地域
松阪市上川町

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年3月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 令和6年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地
三重県総務部広聴広報課
- 3 落札者決定日 令和6年2月19日
- 4 落札者 愛知県稲沢市北麻績町沼23番地
株式会社ソーゴー 代表取締役 高原 洋介
- 5 落札金額 入札価格 30,051,987円
契約金額 33,057,185円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和5年12月22日

正 誤

令和5年8月14日付け三重県公報第438号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中ページ 行
2 下から1、2及び3

誤

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2521 番地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	旧	33.7~39.2	15.8
	新	39.2~43.3	15.8

正

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	旧	33.7~39.2	15.8
	新	39.2~43.3	15.8

ページ 行

3 5から7

誤

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2521 番地先まで	旧	33.7~39.2	15.8
	新	39.2~43.3	15.8

正

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先内	旧	33.7~39.2	15.8
	新	39.2~43.3	15.8

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
